

第4章 職員の参集

第1節 発災時における職員の行動

第1 勤務時間内に災害が発生した場合

1. 職員の行動

勤務時間内に地震が発生した場合、職員は、まず身の安全を確保し、必要に応じて、一旦は建物の外に避難し、建物の安全を確認する。避難する際、来庁者や施設利用者に対して、避難誘導を行う。

建物の安全を確認した後、各種情報を収集し、各自が担当する非常時優先業務を実施する。

また、家族に連絡して安否を確認し、安否確認ができない場合、非常時優先業務に従事する代替職員を確保し、許可を得て帰宅して家族の安否を確認する。

なお、非常時優先業務に従事しない職員は、一旦帰宅することとし、交代要員として従事する準備を整える。交通機関の停止等により帰宅が困難な職員は、むやみに帰宅せず、職場内で待機し、職員の家族の安否確認を行う。

2. 庁舎や所管施設における避難者への対応

大規模地震が発生した場合、庁舎や所管施設に市民が避難して来ることが考えられ、原則、予め定められた避難場所や避難所へ誘導する。

ただし、避難場所や避難所への移動が困難な要配慮者については、非常時優先業務の支障にならない範囲で、庁舎や所管施設へ一時的に受け入れる。

第2 勤務時間外に災害が発生した場合

1. 地域防災計画（震災編）における職員の参集基準

本市の地域防災計画（震災編）が定める配備体制及び職員の参集基準は、下記のとおりである。

配備体制	気象庁の発表等	対応の概要	参集対象職員
第1 配備体制 (警戒本部体制)	○本市域で「震度4」を観測した場合 ○津波予報区の東京湾内湾に「津波注意」の津波注意報が発表された場合	○地震情報及び被災情報の収集 ○被害が確認された場合の対応と関連職員の動員	○災害対応事務局 ○広報班 ○システム・受援班 ○被災市街地対応本部 ○行徳本部 ○消防本部 上記の所属職員で予め定められた職員
第2 配備体制 (緊急活動本部体制)	○本市域で「震度5弱」を観測した場合 ○津波予報区の東京湾内湾に「津波」の津波警報が発表された場合	○地震情報及び被災情報の収集 ○本部－小学校区防災拠点体制設立準備 ・災害対策本部の開設準備 ・関連職員への待機指示 ・本部・小学校区防災拠点の開設準備 ○被害が確認された場合の対応と関連職員の動員 ○小・中学校避難所の開設準備 ○帰宅困難者・滞留者への対応準備	○本部会議の構成職員 ○各対応本部の指定職員（緊急初動配備職員を除く。） ○消防本部全職員 ○避難場所に指定されている施設の施設管理者 ○緊急初動配備職員 ○災害対応事務局
第3 配備体制 (災害対策本部体制)	○本市域で「震度5強以上」を観測した場合 ○津波予報区の東京湾内湾に「大津波（特別警報）」の津波警報が発表された場合 ○「南海トラフ地震に関する情報」（臨時）が発表された場合 ○地震又は津波により局地災害が発生するおそれがある場合、津波により大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、市長が必要と認めた場合	○災害対策本部の自動開設 ○本部－小学校区防災拠点体制による応急対策活動の実施	○全職員

2. 職員の行動

勤務時間外に地震が発生した場合、家族を含めた安否を職場に報告し、上記の参集基準に基づき、徒歩、自転車、オートバイ等により、参集場所に出勤して、非常時優先業務を実施する。

なお、参集にあたっては、可能な限り、飲食物を持参するとともに、参集途上の安全確保に留意しつつ、被災状況を確認し、適宜、確認した情報を職場に報告する。

また、自身や家族の負傷により、やむを得ず参集できない場合、速やかに職場に報告する。

第2節 職員の参集予測

1. 職員の参集予測

東京湾北部地震が発生した場合の職員の参集予測のため、職員 2,573 名を対象として調査を実施した。
(令和4年4月現在、ただし、業務継続計画が策定されている消防局の職員を除く。)

調査にあたっては、各職員の居住地から参集場所までの距離、徒歩・バイク・自転車による移動速度を基に参集に要する所要時間を求めた。

職員の参集率は、発災後3時間以内で56%、12時間以内で90%、1日以内で95%参集可能という結果になった。

○大規模地震発生後の参集可能人員（勤務時間外）

部 名	所属人員	3時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内
危機管理室	25	24	24	24	24	24
広報室	25	17	24	24	24	24
総務部	69	27	55	61	65	65
企画部	32	12	29	30	31	31
財政部	180	87	164	172	175	175
情報政策部	37	18	35	35	36	36
文化スポーツ部	43	27	39	42	42	42
市民部	159	86	144	150	155	155
経済部	27	11	24	26	26	26
観光部	11	2	10	10	10	10
福祉部	280	137	254	268	269	270
こども政策部	574	415	547	557	559	559
保健部	161	117	151	157	157	157
環境部	168	63	138	156	163	164
街づくり部	104	48	76	98	100	101
道路交通部	112	62	98	105	107	107
水と緑の部	165	107	156	161	161	161
行徳支所	95	39	79	91	93	93
会計課	13	5	12	12	12	12
選挙管理委員会事務局	9	6	8	8	8	8
監査委員事務局	11	3	8	9	10	10
農業委員会事務局	7	3	6	6	6	6
議会事務局	18	12	17	17	17	17
生涯学習部	130	57	113	123	127	127
学校教育部	118	64	107	113	114	115
合 計	2,573	1,449	2,318	2,455	2,491	2,495
参集率	-	56.3%	90.0%	95.4%	96.8%	96.9%

2. 連絡体制の強化

今回の調査結果では、短時間の内に大部分の職員が参集できる予測となったが、災害時における混乱を防ぐため、参集時における連絡体制を強化する必要がある。

今後、緊急連絡網の活用、電話回線の途絶に備えて Web 上で各職員の状況を共有できるシステムの構築等に努める。

第3節 権限委任

第1 権限委任

1. 災害時における権限委任

大規模地震が発生した際、迅速かつ的確に業務を継続するため、指揮命令系統を確立する必要がある。

災害時において責任者が不在の場合に備えて、あらかじめ代行順位を定め、権限委任を行うことが出来る体制を整備する。

2. 権限委任の実施

権限委任は、下記のような状況下にて実施する。

責任者と連絡が取れない場合

- ・責任者の権限は、あらかじめ定めた代行順位に従い委任される。

責任者と連絡が取れるが、責任者が速やかに参集出来ない場合

- ・責任者の権限は、委任されない。
- ・原則、責任者と連絡を取り、指示を仰ぐ。

第2 各本部の責任者の代行順位

本市の地域防災計画（震災編）では、災害時の活動体制として、本部－拠点体制を取ることとしている。
地域防災計画（震災編）が定める各本部の代行順位を示す。

○各本部の代行順位

本部名	代行順位		
	第1順位	第2順位	第3順位
災害対策本部	市長	副市長	教育長
災害対応事務局	危機管理室長	危機管理課長	地域防災課長
医療本部	保健部長	保健部次長	保健医療課長
被災生活支援本部	総務部長	総務部次長	選挙管理委員会事務局長
被災市街地対応本部	街づくり部長	道路交通部長	水と緑の部長
行徳本部	行徳支所長	行徳支所次長	支所総務課長